

国際課税のケース・スタディ

ベトナムの投資に対する課税関係

[事例]

内国法人甲社は、国外にアジア地域進出の生産拠点を確保することを検討している。経済的発展を遂げつつあるアジア地域において、諸外国から投資先として注目を浴びているベトナムは有力な候補先である。また、平成7年10月には、わが国とベトナム政府の間に租税条約が締結され、平成7年12月31日にこの条約は発効し、平成8年1月1日に開始する事業年度から適用されることとなった。

甲社が、ベトナムに子会社を設立して生産を行う場合、法人税及び租税条約の適用によりどのような課税関係が生じるのか。

[検討]

1 ベトナムの過去と現状

ベトナムは1973年のベトナム和平協定によるベトナム戦争の終結後、1976年7月に統一選挙により現国名となり南北統一を行った。日本は、1976年7月にベトナム社会主義共和国を承認した。

統一後の経済の停滞を打破するために、1986年の党大会において、経済を中心として刷新・改革（ドイモイ）路線を採用した。

1988年1月に、外国からの投資を促進するため、外国投資法が施行され、同時に、西側諸国及びアジア諸国との関係正常化が進められた。1989年には刷新政策の整理が行われ、1992年4月に憲

法が公布されて対外開放方針を明確にした。

ベトナムは、外国資本を受け入れることで経済発展を目指しているが、課題は、インフラ整備といわれている。

ベトナムにおける外国企業の投資に係る法律は、1988年から施行されている外国投資法である。この法律によれば、外国からの投資額に制限はなく、現地資本を参加させる規制もないことから、日本法人が100%株式を所有する子会社も設立可能となる。なお、これらの投資に係る優遇税制については、以下の税制の項に説明する。

2 ベトナムへの投資の規制

国家経済協力委員会（SCCI）がベトナムへの外国資本の投資を所掌している。したがって、ベトナムにおいて事業活動を開始する前に、国家経済協力委員会より許可を得る必要がある。

3 ベトナムの税制の概要

(1) 直接税

直接税としては、法人税、個人所得税（源泉所得税を含む）がある。

(2) 間接税等

間接税としては、売上税（特別売上税と売上収入税に分けられる。）と資源開発税があり、その他の税として關税等がある。

4 法人税

(1) 納税義務者、課税所得の範囲

ベトナム内国資本法人及び外国投資法に規定する外国企業（外資系内国法人、100%外資による

子会社、ジョイントベンチャー）は、事業活動から生じた所得及びその他の所得に課税を受ける。

(2) 課税所得の計算方法

法人の課税標準は、製品の売上高、役務提供の対価及びその他の事業活動により受け取るすべての収益から、経費を控除した純額である。

(3) キャピタルゲインの取扱い

固定資産等の譲渡から生じるキャピタルゲインは、他の収益と区別されず、課税所得を構成する。

(4) 減価償却

大蔵省の定めた減価償却率により計算された減価償却費は、損金算入が認められている。法定償却費を超える金額及び償却済の固定資産の減価償却費は、損金算入が認められない。

(5) 損金不算入項目

課税所得の計算上、損金に算入されない項目は次のとおりである。

事業目的以外に使用される資材等の費用、盜難、自然災害及びその他原因不明の損失、貸倒損失、原因の如何を問わず生産中断に伴う損失、契約違反の罰金、不法行為による罰金、借入金の遅延利息等が損金不算入として取り扱われる。

(6) 欠損の繰越し

欠損金額は、翌事業年度以降5年度にわたり繰越しをすることができる。

(7) 税率

税率は事業活動の形態により異なり、税率の決定は、投資許可を得る際に国家経済協力委員会と協議することになる。

イ 10%の税率適用

山岳地域又は開発等に困難が伴う地域のインフラ事業、植林事業、特に重要性が認められた事業がこの適用を受ける。

ロ 15%の税率適用

上記(1)以外の地域等におけるインフラ事業、石油・ガス開発以外の天然資源開発事業、重工業、

長期の作物栽培、山岳地域又は開発等に困難が伴う地域のインフラ事業以外の事業、事業期間終了後にその事業の資産が無償でベトナムに譲渡される事業がこの適用を受ける。

ハ 20%の税率適用

次に掲げる条件のうち二つの条件を満たす事業がこの適用を受けることができる。

① 500人を超える労働者を雇用すること

② 先端技術を採用すること

③ 製品の80%以上を輸出すること

④ 資本金が1,000万 US ドルを超えること

ニ 25%の税率適用は、上記イ～ハまでに該当しない企業。

ホ 25%超の税率適用は、石油及びガスの天然資源開発に従事する企業。

ヘ ベトナム内国資本企業は企業の活動形態により30～50%の税率が適用される。

ト ジョイントベンチャー等の場合

出資者が外国企業（外国人）かベトナム企業（ベトナム人）かを区別して税率が適用され、当該企業に対して一定の税率を適用することはない。

(9) 申告と納付

イ 予定納税

事業年度の四半期ごとに、その四半期終了後5日以内に定められた税務署に利益の見積額等を根拠とした予定納税額を納付する。

ロ 申告

事業年度終了後、3月以内に申告書を提出しなければならない。原則として、法人の事業年度は暦年であるが、国家経済協力委員会が認める場合は、その他の事業年度を採用することは可能である。

5 租税優遇措置

上記の法人税の法人税率の項において、優遇税率の適用を受けることができる法人の要件等について記述していることから、ここでは簡潔に述べ

ることとする。

ベトナムにおける租税優遇措置は、外国投資法により定められているが、その種類は次のように分類できる。

(1) 税率の軽減

ベトナムにおける法人税の一般税率は、25%であるが、企業の活動内容及び活動地域等により、10%，15%，20%の軽減税率が適用される。

(2) 一定期間の免税及び税率の半減

外国企業の投資分野及びその投資地域により、利益を計上した事業年度から2年間の免税、その後の2年間の法人税率半減の措置を受けることができる。

(3) ベトナムへの再投資による法人税等の還付

外国企業及び個人が、ベトナム国内で得た利益をベトナムに再投資した場合、一定額の納付済法人税等の還付を受けることができる。

6 非居住者課税

(1) 非居住者の課税

ベトナムから配当、使用料を受け取る非居住者、ベトナムにおける建設等で受け取る所得（外国契約者に対する税の対象となる所得）は、ベトナム源泉所得について、ベトナムで課税の対象となる。

(2) 源泉所得税

イ 外国法人は、外国投資法により得た利益を国外に送金する場合、配当を外国に送金する場合、源泉所得税を納付する義務がある。

① 出資金額が1,000万米ドル以上である場合は、5%

② 出資金額が500万米ドル以上で1,000万米ドル未満である場合は、7%

③ それ以外は10%

ロ 使用料を外国に支払う場合、次の税率が適用される。

① ライセンス契約の期間が5年未満又はその支払いが一時金である場合、契約金額の10%

② ライセンス契約の期間が5年以上である場合、契約金額の15%

ハ 日本・ベトナム租税条約の適用

当該租税条約では、配当、利子、使用料の限度税率は、いずれも10%と規定されている。なお、国内法により10%以下の課税の場合は、10%までの差額について租税条約に定めるみなし外国税額控除の対象となる。

(3) 駐在員事務所

駐在員事務所は、市場調査、親会社への役務提供以外に事業活動を行うことができないが、この活動を行う限りにおいては課税関係は生じない。

7 租税条約

(1) ベトナムの租税条約

ベトナムは、1992年4月にオーストラリアとの租税条約に署名し、フランス、ロシア、シンガポール、タイ、イギリスと租税条約の交渉を行っている。

平成7年10月には、わが国とベトナム政府の間に租税条約が締結され、平成7年12月31日にこの条約は発効し、平成8年1月1日に開始する事業年度から適用されることになった。

(2) 日本・ベトナム租税条約の特徴

日本・ベトナム租税条約（租税条約における正式国名はヴィエトナムである。）は、基本的には、OECDモデル租税条約タイプの租税条約である。

当該租税条約の特徴の一つは、みなし外国税額控除が規定されていることである。これは、ベトナムの外国投資法（1990年及び1992年の改正後）の規定により減免を受けた税額について、ベトナムで納付した外国所得税としてわが国において外国税額控除（直接及び間接税額控除）を受けることができる。なお、このみなし外国税額控除の規定は、当該租税条約の発効後、15年で終了することになっていることに留意すべきである。

（税理士 小沢 進）